

柏市地域防災計画令和3年度修正案の概要

柏市地域防災計画について

「柏市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、柏市防災会議が作成する計画です。

さまざまな災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市及び防災関係機関、市民が連携して、被害の軽減対策や災害発生時の対応、早期の復旧・復興方法などについて、あらかじめ定めておくものです。

今回の主な修正内容は、以下のとおりです。

(1) 避難情報の表現の見直し

令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難勧告・指示が一本化され、従来の避難勧告の段階から避難指示を行うよう見直されました。これを受け、柏市における風水害時、土砂災害時等における避難情報の発令基準を修正し、柏市地域防災計画に記載しました。

柏市は、気象庁が発表する警戒レベル相当情報や、その他防災情報を参考に総合的に判断し、ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、テレビなどを通じて、「警戒レベル3：高齢者等避難」、「警戒レベル4：避難指示」、「警戒レベル5：緊急安全確保」といった避難情報を発令します。

(2) 水防計画を地域防災計画へ統合

柏市ではこれまで、水害への対策として、「柏市地域防災計画風水害等編」のほか、水防法第33条に基づく「柏市水防計画」を取りまとめていましたが、体制を整理・強化し、水害に対して遅滞なく対応するため、「柏市地域防災計画風水害等編」の中に、「柏市水防計画」を統合しました。

また、「令和3年度 千葉県水防計画」や「水防計画作成の手引き（令和3年7月、国土交通省水管理・国土保全局）」を参照し、記載の見直しを行いました。

また、水防計画の統合により修正または追加された項目には、**[水防]** のマークを記しています。（修正箇所は、「【風水害等編】柏市地域防災計画修正箇所比較」を参照。）

(3) 震災編及び資料編について軽微な修正を実施

震災編は、時点修正に伴う実績値の修正等を行いました。（震災編の修正箇所は、「【震災編】柏市地域防災計画修正箇所比較」を参照。）

資料編は、水防計画との統合による資料の追加や、その他実績値等の修正を行いました。